

◎新潟県告示第243号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

社会福祉法人 愛宕福祉会

2 事業の種類

西区坂井複合施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

新潟市西区坂井字村上地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

西区坂井複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者である社会福祉法人愛宕福祉会の理事会において施行を決定しており、また、本件事業に必要な経費については、自己資金のほか借入金及び補助金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

新潟市では、令和3年3月に策定した「新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕（令和3年度～令和5年度）」（以下「新潟市地域包括ケア計画」という。）において、自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会を実現するため、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムをより一層深化・推進することとしており、利用者が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、地理的条件や整備ニーズを踏まえつつ、地域密着型サービスの基盤整備を進めている。

一方、新潟市における高齢者人口は増加しており、今後は、75歳以上の後期高齢者や要介護認定者など、医療と介護の両方が必要な高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、在宅医療、介護連携等を推進していくことが課題となっている。

本件事業は、新潟市から地域密着型サービス指定候補事業者として選定された起業者が、サービスの提供量が不足している坂井輪・五十嵐圏域において、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所を複合的に整備するものである。

本件施設の設置により、当該圏域の施設不足の解消に寄与するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる一体的な介護サービスが図られ、地域の福祉向上に資することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、坂井輪・五十嵐圏域の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、新潟市地域包括ケア計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所を複合的に整備する事業であり、今後増加が見込まれる、医療と介護が必要な高齢者の介護サービス需要に対応するものであることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市 西区役所 健康福祉課